

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) …………… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除 …………… (同) …… 三
- 都道の区域変更 (二件) …………… (建設局道路管理部路政課) …… 四
- 昭和五十五年東京都告示第二百九十五号 (東京港海岸保全施設操作規程) の一部改正 …………… (港湾局港湾整備部計画課) …… 九

公告

- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新 …………… (生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課) …… 九
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (二件) …………… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要 …………… (同) …… 二

告示

東京都告示第二百三十七号

土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十四日

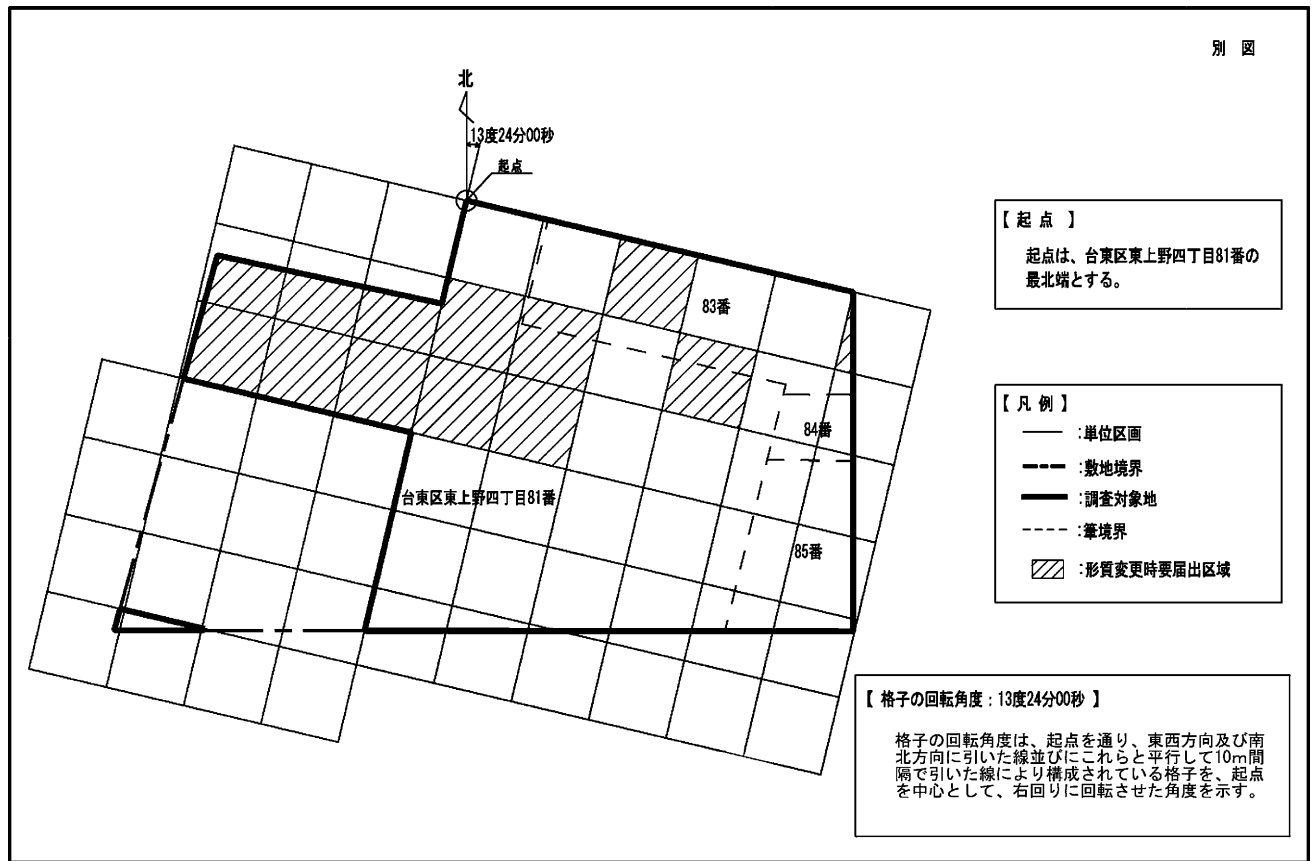
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (台東区東上野四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【 起 点 】
 起点は、台東区東上野四丁目81番の最北端とする。

【 凡 例 】
 ———— : 単位区画
 - - - - : 敷地境界
 ———— (太線) : 調査対象地
 - - - - (細線) : 筆境界
 ▨ : 形質変更時要届出区域

【 格子の回転角度 : 13度24分00秒 】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百三十八号

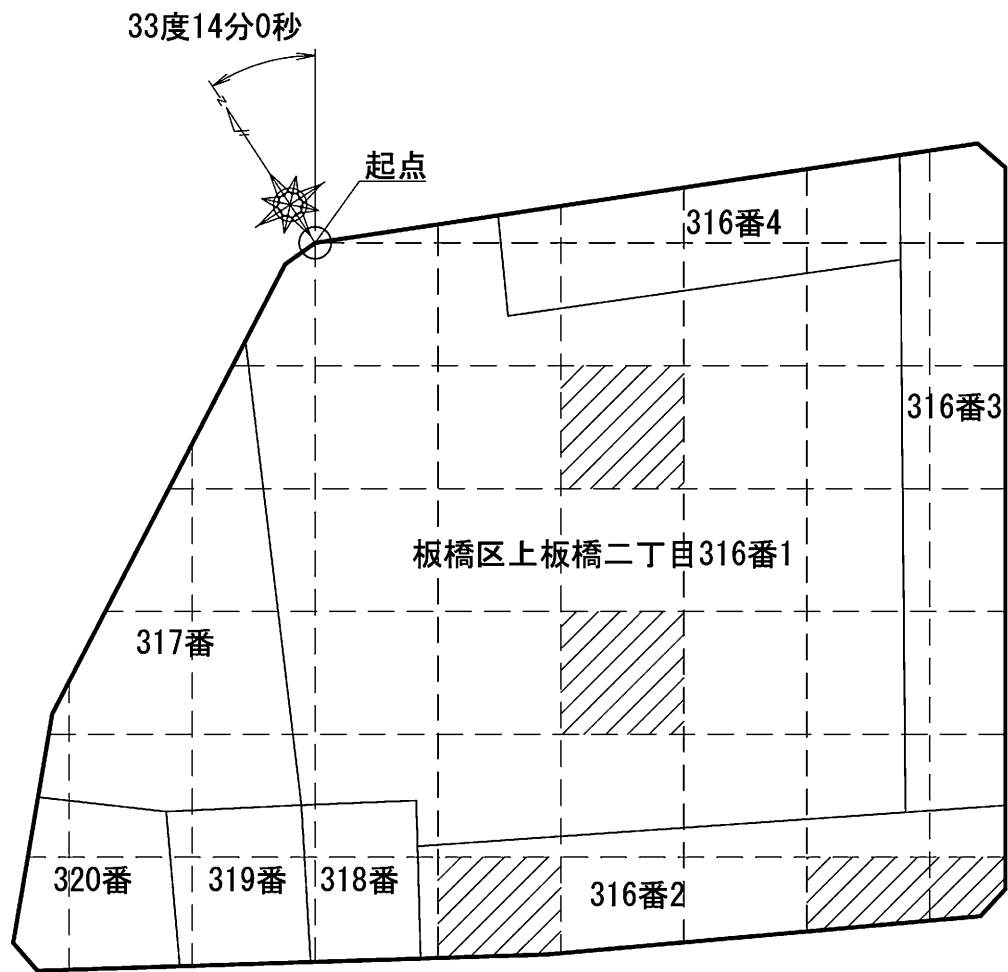
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区上板橋二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】
 --- 単位区画境界線
 —— 筆境界
 ——— 調査対象地
 ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】
 起点は、板橋区上板橋二丁目316番1の最北端とする。

【格子の回転角度(33度14分0秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百三十九号

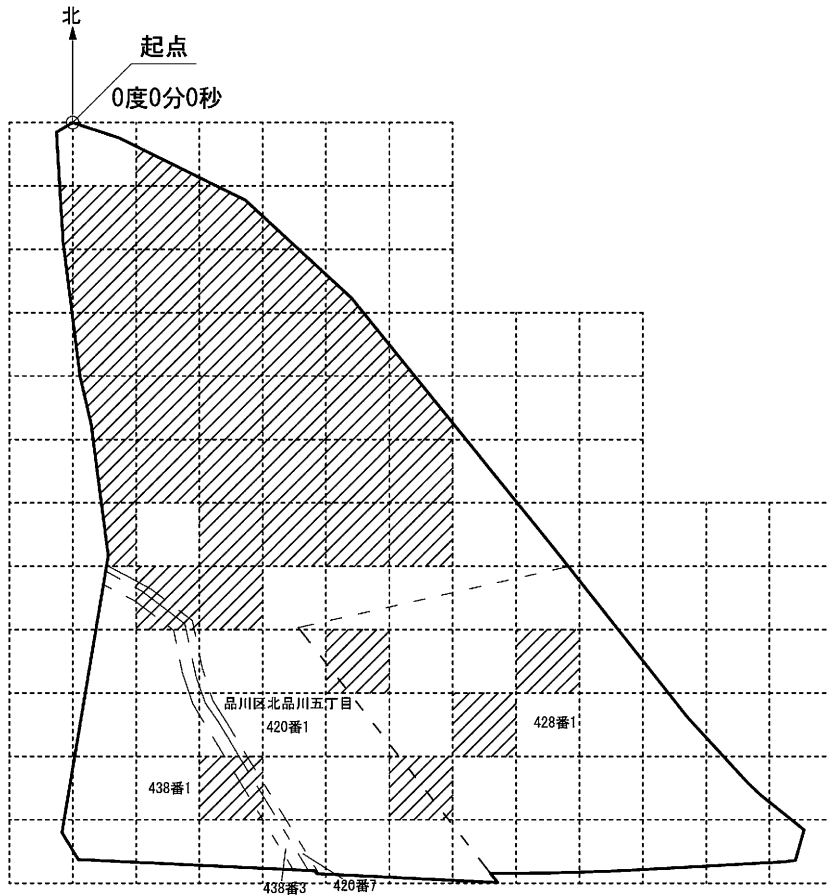
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第六百二十六号及び平成二十八年東京都告示第八十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年三月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区北品川五丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シスー・ニージクロロエチレン、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- - - - 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】
 起点は品川区北品川五丁目420番1の最北端とする。

【格子の回転角度(0度0分0秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百四十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

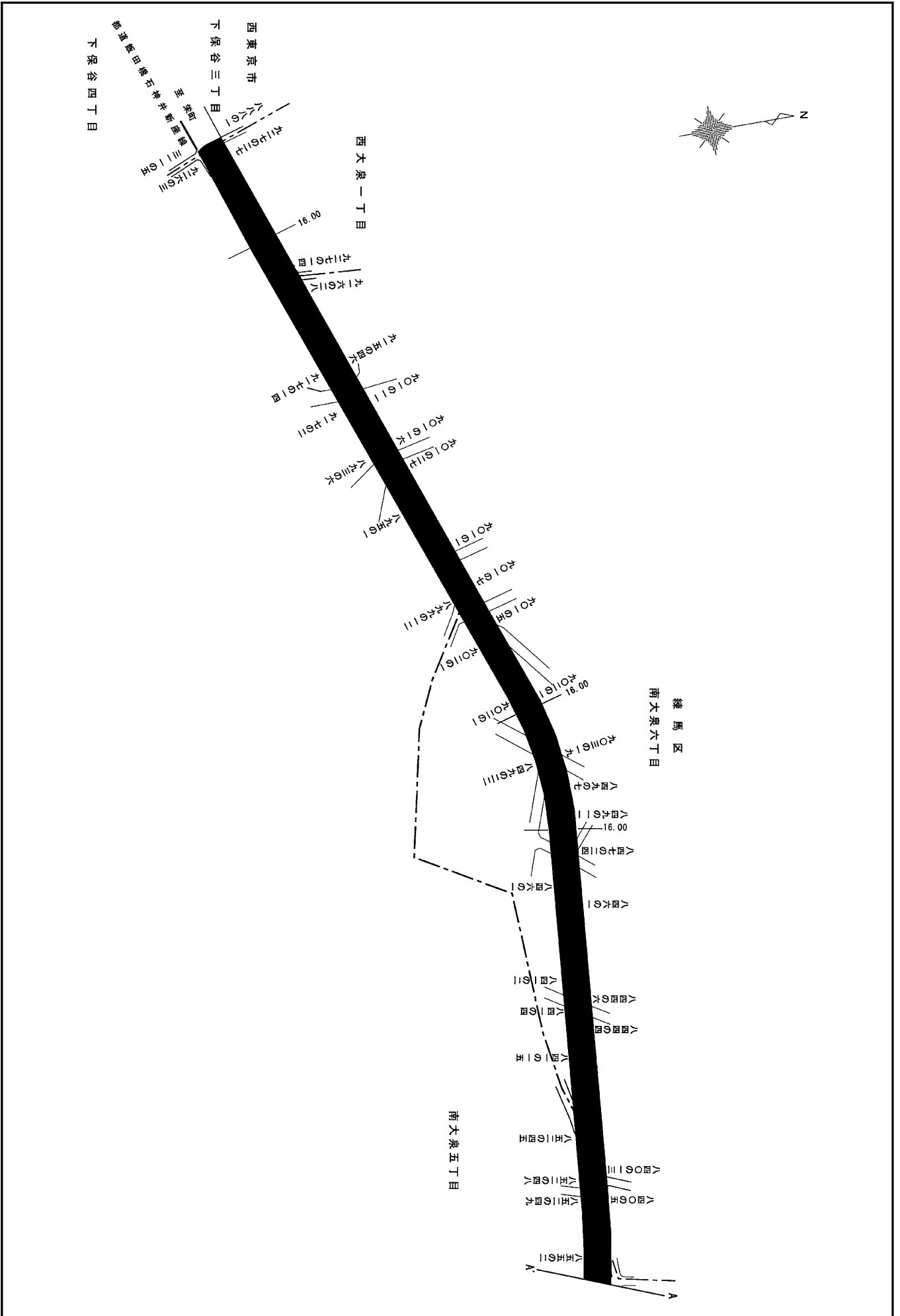
令和五年三月十四日

東京都知事 小池百合子

一 路線名 飯田橋石神井新座

二 変更の区間 西東京市下保谷四丁目三百十一番五地先から練馬区東大泉四丁目六百九十八番一
地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

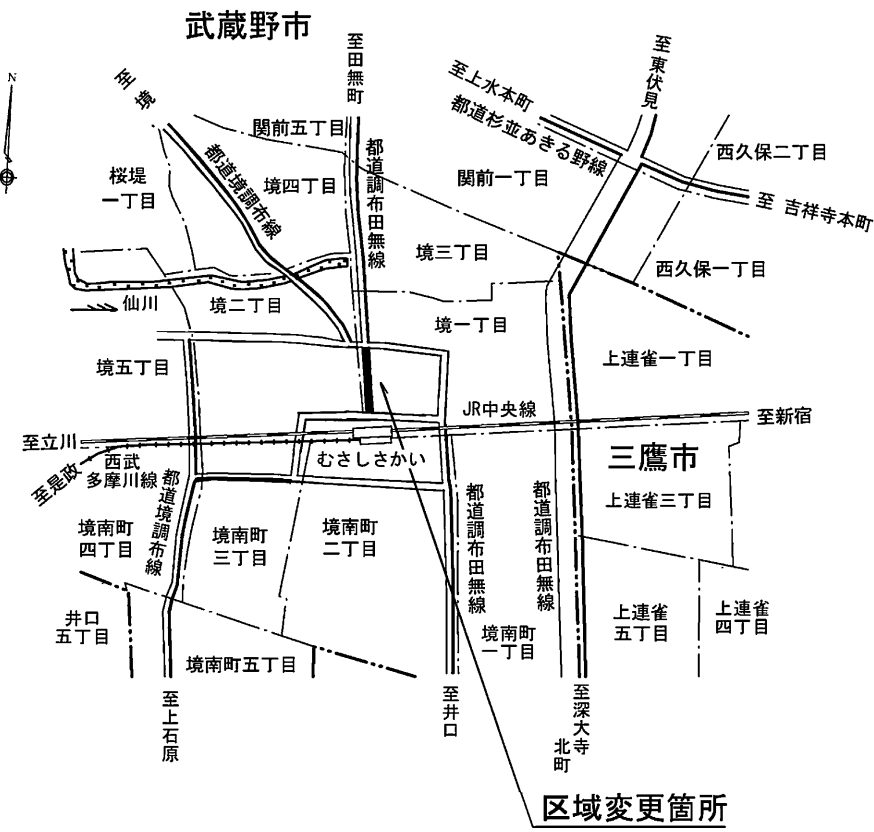


●東京都告示第二百四十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和五年三月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

別図

都道調布田無線 区域変更略図
 都道境調布線 武蔵野市境一丁目〜境二丁目

- 都道
- 市道
- 廃止区域
- (1) 都道調布田無線
 延長 一九三・二七メートル
 面積 一、三七七・九五平方メートル
- 重用廃止区域
- (2) 都道境調布線（都道調布田無線との重用廃止）
 延長 一九三・二七メートル
 面積 一、三七七・九五平方メートル



区域変更箇所

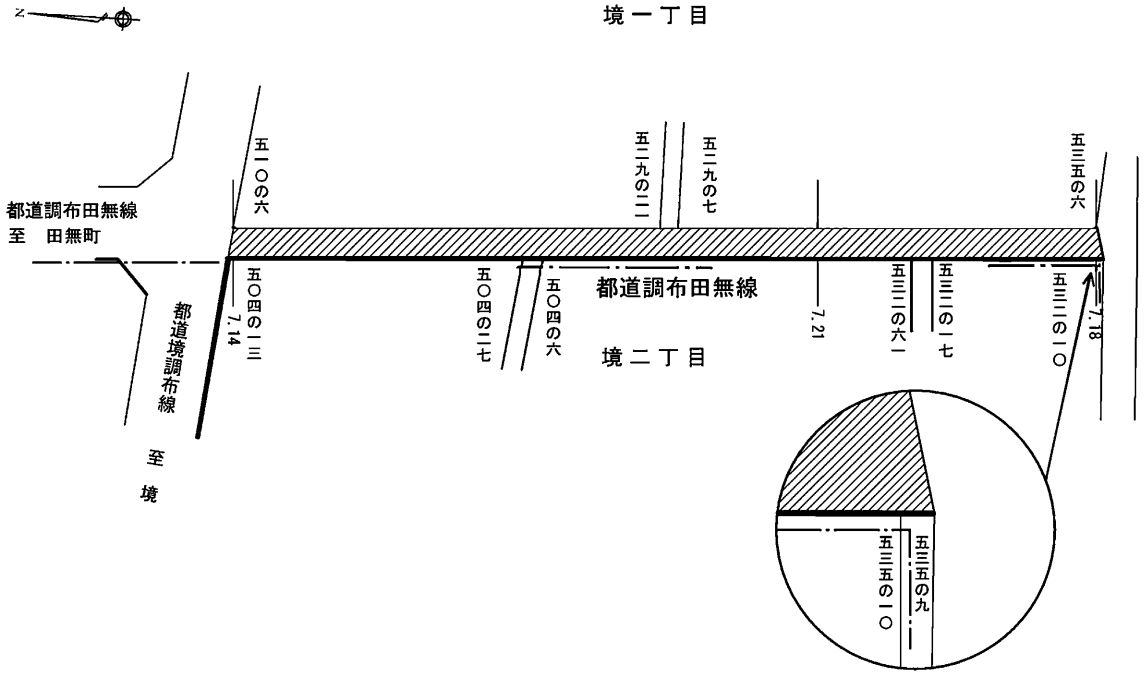
令和五年三月十四日
 東京都知事 小池 百合子
 (一) 路線名 調布田無
 (二) 変更の区間 武蔵野市境一丁目五百三十五番九地先から同市境二丁目五百四番十三地先まで

(一) 変更の概要 別図表示(1)のとおり
 (二) 路線名 境調布
 (三) 変更の区間 武蔵野市境二丁目五百四番十三地先から同市境一丁目五百三十五番九地先まで
 (四) 変更の概要 別図表示(2)のとおり

(1) 都道調布田無線

武蔵野市

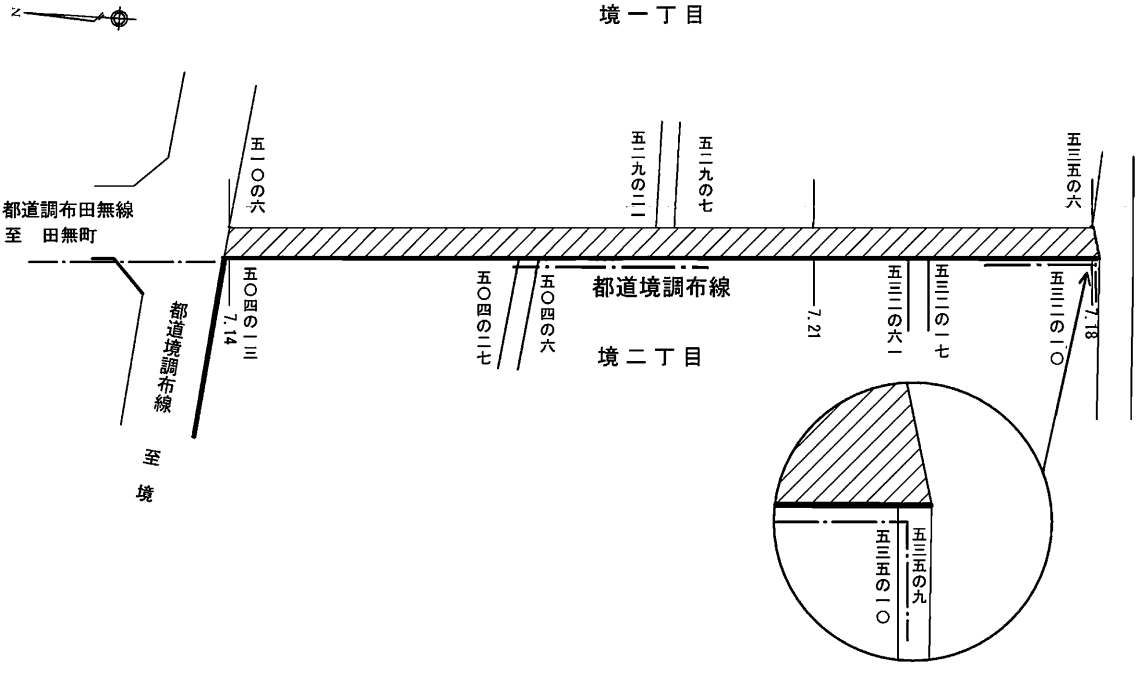
境一丁目



(2) 都道境調布線

武蔵野市

境一丁目



●東京都告示第二百四十二号

東京港海岸保全施設操作規程(昭和五十五年東京都告示第二百九十五号)の一部を次のとおり改正する。

令和五年三月十四日

東京都知事 小池 百合子

貴船水門

別表 呑川水門

北前堀水門

南前堀水門

の項中「砂町排水機場」及び「江東区新砂三丁目八番地先」を削り、同表

陸こう

(第1グループ)

港G-2

(第2グループ)

港G-2

港南G-1

港南G-2

港南G-3

月G-17

月G-18

月G-21

その他陸こう及び逆流防止扉

「陸こう

(第1グループ)

港南G-1

港南G-2

港南G-3

(第2グループ)

その他陸こう及び逆流防止扉

削り、同欄(二)中「第2グループ」を「第1グループ」に

改め、同欄(一)中(一)とし、同欄(三)中「全て」を「第2

グループ」に改め、同欄(一)中(三)を(二)とし、(四)を(三)とする。

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新

について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年三月十四日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人トラッソス

二 代表者の氏名

江木 ひかり

三 主たる事務所の所在地

江戸川区中央四丁目二十番十八号 米富ハイツ一階

四 更新された認定の有効期間

令和四年八月三日から令和九年八月二日まで

一 名称

特定非営利活動法人キリスト教メンタル・ケア・センター

二 代表者の氏名

藤崎 義宣

三 主たる事務所の所在地

渋谷区代々木二丁目三十六番四号 代々木プリンスマンション一〇二

四 更新された認定の有効期間

令和四年九月十五日から令和九年九月十四日まで

一 名称

特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル

二 代表者の氏名

林 恵子

三 主たる事務所の所在地

港区南青山三丁目一番三十号

四 その他の事務所の所在地

神奈川県横浜市西区高島二丁目五番五号

佐賀県佐賀市駅南本町五番五号

熊本県熊本市中央区辛島町六番二号 ペアレントビル

九階九〇一

五 更新された認定の有効期間

令和四年九月二十二日から令和九年九月二十一日まで

一 名称

特定非営利活動法人 Maggie, s t o k y o

二 代表者の氏名

秋山 正子、濱松 美穂(鈴木 美穂)

三 主たる事務所の所在地

江東区豊洲六丁目四番十八号

四 更新された認定の有効期間

令和四年十月十日から令和九年十月九日まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年三月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年三月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 小田急百貨店本館ビル・小田急新宿駅南口専門店ビル
- 二 店舗所在地 新宿区西新宿二丁目一番三号ほか
- 三 設置者名 小田急電鉄株式会社ほか一名
- 四 設置者住所 渋谷区代々木二丁目二十八番十二号ほか
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ゴンチャジャパンほか七十三名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ゴンチャジャパンほか五十八名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ゴンチャジャパンほか七名
- 八 変更前の小売業者 渋谷区本町二丁目六番三号(株式

の住所

九 変更後の小売業者の住所 会社ゴンチャジャパン)ほか 港区新橋四丁目十一番一号(株式会社ゴンチャジャパン)ほか

十 変更前の小売業者の代表者名 福田 三千男(株式会社アグストア)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名 木村 治(株式会社アグストア)ほか

十二 変更日 令和五年三月三十一日ほか

十三 届出日 令和五年二月二十二日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 令和五年三月十四日から同年七月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 八潮ショッピングセンター パトリア
- 二 店舗所在地 品川区八潮五丁目五番三号
- 三 設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス
- 四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 小林 昭次
- 六 変更後の設置者の代表者名 新居田 滝人
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社スーパーバリューほか六名
- 八 変更後の小売業者 株式会社スーパーバリューほか七

の氏名又は名称

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 日本総合住生活株式会社ほか一名

十 変更前の小売業者の代表者名 石渡 廣一(日本総合住生活株式会社)ほか

十一 変更後の小売業者の代表者名 伊藤 治(日本総合住生活株式会社)ほか

十二 変更日 令和四年十月二十日ほか

十三 届出日 令和五年三月一日

十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間 令和五年三月十四日から同年七月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 葛西クリーンタウンショッピングセンター
- 二 店舗所在地 江戸川区清新町一丁目三番六号
- 三 設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス
- 四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 小林 昭次
- 六 変更後の設置者の代表者名 新居田 滝人
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社マルエツほか七名

<p>八 変更後の小売業者 株式会社マルエツほか八名の氏名又は名称</p> <p>九 変更日 令和四年十一月三十日ほか</p> <p>十 届出日 令和五年三月一日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十二 縦覧期間 令和五年三月十四日から同年七月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年三月十四日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>令和五年三月十四日</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小池 百合子</p> <p>二 店舗所在地 ヒューリック志村坂上</p> <p>三 設置者名 板橋区前野町三丁目二十番一号</p> <p>四 設置者住所 ヒューリック株式会社</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 中央区日本橋大伝馬町七番三号</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 百七十台</p> <p>七 変更日 令和五年十一月一日</p> <p>八 届出日 令和五年二月二十八日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和五年三月十四日から同年七月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和五年三月十四日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p> <p>一 店舗名 (仮称)新小岩駅南口駅ビル</p>	<p>一 店舗名 東京都知事 小池 百合子</p> <p>二 店舗所在地 ヒューリック志村坂上</p> <p>三 設置者名 板橋区前野町三丁目二十番一号</p> <p>四 設置者住所 ヒューリック株式会社</p> <p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 中央区日本橋大伝馬町七番三号</p> <p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 百七十台</p> <p>七 変更日 令和五年十一月一日</p> <p>八 届出日 令和五年二月二十八日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十 縦覧期間 令和五年三月十四日から同年七月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>令和五年三月十四日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p> <p>一 店舗名 (仮称)新小岩駅南口駅ビル</p>
<p>一 店舗名 (仮称)新小岩駅南口駅ビル</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p>	<p>二 店舗所在地 葛飾区新小岩一丁目六百十八番地三ほか</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>四 意見 葛飾区長</p> <p>ア 聴取者 意見なし</p> <p>イ 概要 令和五年三月二日</p> <p>ウ 収受日 令和五年三月二日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和五年三月十四日から同年四月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>二 店舗所在地 葛飾区新小岩一丁目六百十八番地三ほか</p> <p>三 設置者名 東日本旅客鉄道株式会社</p> <p>四 意見 葛飾区長</p> <p>ア 聴取者 意見なし</p> <p>イ 概要 令和五年三月二日</p> <p>ウ 収受日 令和五年三月二日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 令和五年三月十四日から同年四月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

